

【定期報告】多量排出事業者関係 Q&A

1 (特別管理) 産業廃棄物処理計画書 (様式第2号の8、2号の13)	2
Q 1-1 閲覧したいが可能か。	2
Q 1-2 最新のものを閲覧したいが、いつ頃更新されるのか。	2
Q 1-3 単位はどこまで記載するのか。	2
Q 1-4 押印は必要か。	2
Q 1-5 昨年度分の実績を提出し忘れていたが、どうすればよいか。	2
Q 1-6 年度途中で、社名が変更となつたが、両方の報告が必要か。	2
Q 1-7 県外の建設業者などで、工事現場が複数あるような場合の記入方法は、マニフェストのような記入方法でよいか。(県内〇箇所短期事業場分と記入)	2
Q 1-8 発生量の説明が記入要領にあるが、発生量=排出量となるのか。	2
Q 1-9 再生利用とは、再生利用事業者の登録を受けたものに限られるか。	2
Q 1-10 熱回収(サーマルリサイクル)は、再生利用にも含めるのか、含めないのか。 ..	2
Q 1-11 排出量には、処分後量も記入するのか。(廃プラを焼却した後のばいじんなど) ..	2
Q 1-12 汚泥の場合、発生量の1000tの判断はどこでするのか。発生段階か、脱水処理後か、 処分委託した分か。	2
Q 1-13 自社で排出した汚泥を自社で中間処理(炭化処理)して、水質浄化剤として販売す る。汚泥は有価物であり産業廃棄物扱いにしないで、報告なしで良いか。マニフェストも発行 していない。	3
Q 1-14 廃棄物の種類が10個あるが、記入はどうするのか。	3
Q 1-15 廃棄物が一般廃棄物(木くずの剪定枝)だが、マニフェストを交付して管理してい る。その場合、報告は必要か。	3
Q 1-16 多量排出者には、中間処理業者が排出した中間処理した産業廃棄物が1000トンを越 える場合も含まれるのか。	3
Q 1-17 計画書の事業の規模の欄は、製紙業界では「抄造量100000トン」という書き方が一 般的であるが、そのような書き方でよいか。	3
Q 1-18 別紙のとおりにすることとあるが、様式は決まりはないのか。	3
2 (特別管理) 産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (様式第2号の9、2号の14)	3
上記1の内容と同様のものについては、省略しています。	3
Q 2-1 第1面の目標値は、どの値を記入するのか。	3
Q 2-2 前年度の処理計画書にはなかったものが、実際には排出されてしまった場合、今年 度提出の状況報告書には記入するのか。	3

1（特別管理）産業廃棄物処理計画書（様式第2号の8、2号の13）

Q 1-1 閲覧したいが可能か。

A 1-1 インターネット（県廃棄物リサイクル課のホームページ）で公開しています。

Q 1-2 最新のものを閲覧したいが、いつ頃更新されるのか。

A 1-2 10月1日を予定しています。

Q 1-3 単位はどこまで記載するのか。

A 1-3 各事業者で管理している有効数字で構いませんが、最小値を小数点第3位までとしてください。

Q 1-4 押印は必要か。

A 1-4 不要です。

Q 1-5 昨年度分の実績を提出し忘れていたが、どうすればよいか。

A 1-5 今年度分と同時でもよいので、昨年度分と明確にわかるようにして、提出してください。

Q 1-6 年度途中で、社名が変更となったが、両方の報告が必要か。

A 1-6 新社名でまとめて報告してください。

Q 1-7 県外の建設業者などで、工事現場が複数あるような場合の記入方法は、マニフェストのような記入方法でよいか。（県内〇箇所短期事業場分と記入）

A 1-7 その工事現場を管轄している事業場を記入してください。

Q 1-8 発生量の説明が記入要領にあるが、発生量＝排出量となるのか。

A 1-8 発生量とは、一般的に廃棄物の処理として何ら操作を加えない時点での量を指します。排出量とは、この発生量から有価物量を差し引いた量になります。

Q 1-9 再生利用とは、再生利用事業者の登録を受けたものに限られるか。

A 1-9 限りません。実態として再生利用としていれば再生利用としてください。

Q 1-10 熱回収（サーマルリサイクル）は、再生利用にも含めるのか、含めないのか。

A 1-10 熱回収については、再生利用には含めないでください。

Q 1-11 排出量には、処分後量も記入するのか。（廃プラを焼却した後のばいじんなど）

A 1-11 記入しません。ただし、処分後量を、自ら中間処理により減量した廃棄物の量（中間処理前の量－処理後量）の計算に使用します。

Q 1-12 汚泥の場合、発生量の1000tの判断はどこですか。発生段階か、脱水処理後か、処

分委託した分か。

A 1-12 工程によって異なります。(環境省発行の「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定マニュアル」の3-1参照してください。)

Q 1-13 自社で排出した汚泥を自社で中間処理(炭化処理)して、水質浄化剤として販売する。

汚泥は有価物であり産業廃棄物扱いにしないで、報告なしで良いか。マニフェストも発行していない。

A 1-13 汚泥は、排出された時点では産業廃棄物であり、処分して有価物になります。従って、自己処分として報告してください。

Q 1-14 廃棄物の種類が10個あるが、記入はどうするのか。

A 1-14 「別紙のとおり」と記載し、別添として別紙を作成してください。

Q 1-15 廃棄物が一般廃棄物(木くずの剪定枝)だが、マニフェストを交付して管理している。

その場合、報告は必要か。

A 1-15 不要です。(マニフェスト報告も不要)。

Q 1-16 多量排出者には、中間処理業者が排出した中間処理した産業廃棄物が1000トンを越える場合も含まれるのか。

A 1-16 中間処理業者は含みません。(策定マニュアル(第2版)P2を参照)

Q 1-17 計画書の事業の規模の欄は、製紙業界では「抄造量100000トン」という書き方が一般的であるが、そのような書き方でよいか。

A 1-17 事業規模がわかるものを記載してください。

Q 1-18 別紙のとおりにすることとあるが、様式は決まりはないのか。

A 1-18 本県では、今のところ決まりはありません。

2(特別管理)産業廃棄物処理計画実施状況報告書(様式第2号の9、2号の14)

上記1の内容と同様のものについては、省略しています。

Q 2-1 第1面の目標値は、どの値を記入するのか。

A 2-1 目標値については、前年度に提出した処理計画書に記載した目標値を記入してください。

Q 2-2 前年度の処理計画書にはなかったものが、実際には排出されてしまった場合、今年度提出の状況報告書には記入するのか。

A 2-2 記入をしてください。